

(非公募)

山口市山口障害者福祉作業所指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 山口市山口障害者福祉作業所
- 2 指定の期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名
社会福祉法人山口市社会福祉協議会
会長 原 昌克
山口市上堅小路89番地1
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
山口市社会福祉協議会は、山口市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人である。山口市山口障害者福祉作業所については、昭和61年4月の設置以来、運営の中心を担ってきている。
- 5 非公募施設とした理由
山口市山口障害者福祉作業所は、地域に密接した施設で、当該地域住民等で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過
仕様書の決定 平成30年 9月21日（金）
指定申請提出期間 平成30年10月 1日（月）～平成30年10月12日（金）
選定委員会による審査 平成30年10月22日（月）
- 7 審査の方法
 - (1) 選定委員会委員
有田 稔子 健康福祉部長（委員長）
藤井 英樹 健康福祉部次長
山根 賢司 地域福祉課長
水津 伸久 高齢福祉課長
松尾 彰 障がい福祉課長
 - (2) 提出書類の確認
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
 - (3) 特定団体ヒアリング
特定団体に対してのヒアリングについては、指定申請書提出後随時行いました。
 - (4) 審査内容
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準〔別紙1〕に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	山口市社会福祉協議会
利用者の公平性、平等性等が確保できるものであること	20	5	100	68
施設の効用を最大限に発揮できるものであること	25	5	125	87
施設の管理経費の縮減が図られるものであること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有しているものであること	35	5	175	115
その他適切な管理運営を行うために必要な事項	10	5	50	34
総計	100	5	500	334

9 審査意見

山口市山口障害者福祉作業所は、本市における障害者の就労継続支援の場として、大きな役割を果たしています。

現行の指定管理者である社会福祉法人山口市社会福祉協議会により、平成19年4月からは、障害者総合支援法に規定されている就労継続支援B型事業に基づき福祉的就労を提供しています。これまでの実績、経験に培われたノウハウを基に、施設設置の目的や性格を十分に理解し、引き続き施設の管理を行う能力を有しています。

以上を総合的に判断して、社会福祉法人山口市社会福祉協議会は、山口市山口障害者福祉作業所の指定管理者候補者として必要な条件を満たしており、また、審査基準である各委員の合計得点が6割を超えたことから、適当であると認め、当該施設の指定管理者候補者として選定するものです。

別紙 1 指定管理候補者選定基準

選 定 基 準	配点
利用者の公平性、平等性等が確保 施設の使用許可や利用者からの利用者からの要望対応が適切に実施できるか（10） 一部の利用者に対して不当に利用を制限したり、優遇したりするものはないか（10）	20
施設の効用を最大限に発揮 施設の設置目的を十分に理解し、その目的に適応した管理運営の方針や具体的手法等が提案されているか（10） 提案された市民サービス向上のための具体的な手法が利用者ニーズに応えたものとなっているか。また、十分な効果が期待できるか。（10） 利用者の増加を図るための取り組みは提案されているか（5）	25
施設の管理経費の縮減 提案された管理運営費の内容が適切か（10）	10
施設の適切な管理運営を安定して行う能力 提案された収支予算書の内容に適格性や実現の可能性はあるか（5） 安定的な運営が可能になる人的能力や物的能力があるか（10） 利用者の安全確保や緊急時対応の体制や対処方法を明らかにしているか（10） 個人情報の適正な取扱いが確保される見込があるか（10）	35
その他適切な管理運営を行うために必要な事項 地域との連携・協働を図るための取組みが見込まれるか（5） 施設周辺環境整備及び施設等の管理体制は十分であるか（5）	10
合 計	100